

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成31年3月22日(2019.3.22)

【公開番号】特開2018-166267(P2018-166267A)

【公開日】平成30年10月25日(2018.10.25)

【年通号数】公開・登録公報2018-041

【出願番号】特願2017-62810(P2017-62810)

【国際特許分類】

H 04 N	1/00	(2006.01)
H 04 N	1/04	(2006.01)
G 03 B	27/62	(2006.01)
G 03 B	27/50	(2006.01)
G 03 G	21/16	(2006.01)

【F I】

H 04 N	1/00	D
H 04 N	1/12	Z
G 03 B	27/62	
G 03 B	27/50	A
G 03 G	21/16	1 0 4

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月7日(2019.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

用紙上に形成された画像を所定の読み取り位置で読み取る読み取部と、

前記画像が形成された用紙を前記読み取り位置において搬送する搬送部と、

前記搬送部を駆動する搬送駆動部と、

前記搬送部及び前記搬送駆動部を保持する搬送筐体と、

前記読み取部及び前記搬送筐体を個別に支持する骨格と、

を備え、

前記搬送筐体は、前記骨格に設けられた搬送筐体固定部材により支持され、

前記読み取部は、前記骨格に支持されていることを特徴とする画像読み取装置。

【請求項2】

前記骨格は、複数の柱と、隣接する前記柱を繋ぐ梁と、を有し、

前記読み取部は、前記梁に固定されていることを特徴とする請求項1に記載の画像読み取装置。

【請求項3】

前記搬送筐体固定部材は、前記隣接する柱間の距離よりも短く形成され、前記梁よりも剛性が低い部材で構成されていることを特徴とする請求項2に記載の画像読み取装置。

【請求項4】

前記搬送筐体固定部材は、弾性を有することを特徴とする請求項1～3のいずれか一項に記載の画像読み取装置。

【請求項5】

前記搬送筐体固定部材は、板金部材であることを特徴とする請求項4に記載の画像読み取

装置。

【請求項 6】

前記搬送筐体固定部材は、前記搬送筐体の重量に基づく変位が1mm以下となるようにバネ定数が設定されていることを特徴とする請求項4又は5に記載の画像読み取り装置。

【請求項 7】

前記搬送筐体は、前記骨格に対して引き出し可能に構成されていることを特徴とする請求項1～6のいずれか一項に記載の画像読み取り装置。

【請求項 8】

前記読み取り部は、前記骨格に対して引き出し可能に構成されていることを特徴とする請求項1～7のいずれか一項に記載の画像読み取り装置。

【請求項 9】

画像データに基づく画像を形成する画像形成部と、
前記画像形成部により用紙上に形成された画像を読み取る請求項1～8のいずれか一項に記載の画像読み取り装置と、

を備えることを特徴とする画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項1に記載の発明は、上記目的を達成するためになされたものであり、
用紙上に形成された画像を所定の読み取り位置で読み取る読み取り部と、
前記画像が形成された用紙を前記読み取り位置において搬送する搬送部と、
前記搬送部を駆動する搬送駆動部と、
前記搬送部及び前記搬送駆動部を保持する搬送筐体と、
前記読み取り部及び前記搬送筐体を個別に支持する骨格と、
を備え、
前記搬送筐体は、前記骨格に設けられた搬送筐体固定部材により支持され、
前記読み取り部は、前記骨格に支持されていることを特徴とする。
請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の画像読み取り装置において、
前記骨格は、複数の柱と、隣接する前記柱を繋ぐ梁と、を有し、
前記読み取り部は、前記梁に固定されていることを特徴とする。
請求項3に記載の発明は、請求項2に記載の画像読み取り装置において、
前記搬送筐体固定部材は、前記隣接する柱間の距離よりも短く形成され、前記梁よりも剛性が低い部材で構成されていることを特徴とする。
請求項4に記載の発明は、請求項1～3のいずれか一項に記載の画像読み取り装置において、
前記搬送筐体固定部材は、弾性を有することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項5に記載の発明は、請求項4に記載の画像読み取り装置において、
前記搬送筐体固定部材は、板金部材であることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項6に記載の発明は、請求項4又は5に記載の画像読取装置において、
前記搬送筐体固定部材は、前記搬送筐体の重量に基づく変位が1mm以下となるように
バネ定数が設定されていることを特徴とする。

請求項7に記載の発明は、請求項1～6のいずれか一項に記載の画像読取装置において

前記搬送筐体は、前記骨格に対して引き出し可能に構成されていることを特徴とする。

請求項8に記載の発明は、請求項1～7のいずれか一項に記載の画像読取装置において

前記読取部は、前記骨格に対して引き出し可能に構成されていることを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項9に記載の発明は、
画像形成装置において、
画像データに基づく画像を形成する画像形成部と、
前記画像形成部により用紙上に形成された画像を読み取る請求項1～8のいずれか一項
に記載の画像読取装置と、
を備えることを特徴とする。